

# 北 稲 門 会 会 則

## 第1章 総則

第1条 本会は、北稲門会（以下本会と称す）と称す。

第2条 本会の事務所は北区内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦と啓発を計り、合わせて早稲田大学、同校友会並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 第3条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦及び啓発をはかる事業。
- (2) 早稲田大学・同校友会の発展に寄与する事業。
- (3) 地域社会の発展に寄与する事業。
- (4) 前各号に付帯する一切の事業

## 第4章 組織

第5条 本会は、会員及び準会員をもって組織する。

第6条 会員は、原則として北区内に居住または勤務する早稲田大学校友とする。

第7条 準会員は、役員並びに会員の特別の推薦のある者とする。

## 第5章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

会長代行 若干名

副会長 若干名

幹事長 1名

副幹事長 若干名

常任幹事 若干名

幹事 若干名

会計幹事 2名

監事 2名

第9条 役員及び監事は会員中より総会において選出する。

第10条 会長、会長代行、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、会計幹事の選出は、第8条の役員の内選による。

第11条 役員の内職は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を掌握運営し本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
- (3) 幹事長は会長の命により、会務を行ない、事務局を監理する。  
校友会東京都23区支部幹事として、支部会務を行なう。
- (4) 常任幹事は幹事長を補佐し、会務を行なう。
- (5) 幹事は常任幹事を補佐し、会務を行なう。
- (6) 会計幹事は会長の命により会務を行なう。
- (7) 監事は本会の監査を行なう。

第12条 役員の内任期は3年とし、重任を妨げない。

## 第6章 相談役、顧問

第13条 本会に相談役並びに顧問を置くことができる。

その職務は次の通りとする。

- (1) 相談役は、会長及び幹事長経験者より選任する。又、会長の指示により、役員会へ出席できるものとする。
- (2) 相談役及び顧問は会長の諮問に応じ、本会の育成発展のための助言を行なうものとする。
- (3) 相談役及び顧問は会長の推薦により役員会の議を経て委嘱する。

## 第7章 総会

第14条 総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

第15条 定時総会は毎年1回、前会計年度終了後4ヶ月以内に会長が招集し、臨時総会は役員会で必要と認めた時、会長が召集する。

第16条 総会の議長は会長が務め、会長事故ある時、予め定められた順序により、副会長が代行する。

第17条 定時総会には当該年度の収支予算・決算書・事業計画・報告書を提出しなければならない。

第18条 総会に必要な議決事項は、出席会員過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第8章 役員会

第19条 本会の役員会は必要に応じ会長が招集する。

第20条 役員会の議長は会長が務め、必要な議決事項は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

但し、議決事項に利害関係を有する役員は議決に参加できない。

## 第9章 会計

第21条 本会の経費は会費、広告費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

第22条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 年会費 金3,000円
- (2) 臨時会費 必要に応じて徴収する。

第23条 本会の事業年度は毎年4月1日より起算し、翌年3月31日をもって終了する。

第24条 会計幹事は毎年会計年度終了後直ちに決算書を作成して、会計監査を受けなければならない。

第25条 **監事**は前項の監査結果を総会に報告しなければならない。

## 第10章 委任

第26条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定める。

## 第11章 会則の変更

第27条 本規約の改正には総会出席者の過半数の同意を要とする。

## 第12章 付則

第28条 本規約は平成6年4月1日より施行する。

第29条 初年度は平成6年4月2日より翌年3月31日とする。

改定日付：平成20年7月7日

平成25年3月15日

令和 2年7月10日

2023年7月15日

(第6条 原則として を追記

第25条 会計監査を監事に変更 該年度 の文言削除)